

令和2年5月 加茂市長定例記者会見

R2. 5. 13 (水) 10:00

はじめに、市長に就任して1年が過ぎましたので、少しだけ所感を述べさせていただきます。お手元に5月15日発行の広報かにも掲載する挨拶文全文をお配りしましたので、ご確認ください。

市長に就任してから1年が過ぎましたが、これまで私が市長としての職務を遂行してこられたのは市民の皆さまのおかげです。市政に関心を持ち積極的に提言してくれる方や困りごとがあり相談してくれる方、市政に意見してくれる方など、皆さまのすべての言葉、想いが私の励みとなっています。

本来ですとこの時期は新年度を迎え、当初予算の説明のための座談会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大のため開催できずにあります。また、今年度から予定している総合計画策定のスケジュールにも影響が出ています。このコロナ禍が終息した後に、座談会など市民の皆さまに説明する場やご意見を伺う機会を設けていきたいと考えておりますので、どうかそれまでお待ちいただきますようお願い申し上げます。

1 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症について、挨拶文の中でも述べておりますが、コロナ禍により経済的な打撃を受け、困難な環境の中に置かれている方が多くいらっしゃいます。そのような中でも、工夫をしながらこの危機を乗り越えようと日々努力を続けていらっしゃる姿を拝見すると大変心を打たれます。それでも非常に苦しいという時はあります。そのような時は遠慮せずに市に相談していただきたいと思っております。

5月1日付の広報かもお知らせ版に挟み込んだ支援策一覧には、加茂市独自の支援も書かれています。今現在において非常に苦しんでいる人のための支援になることを願っていますし、今後も支援策を打ち出していきます。

県内だけでなく全国で新型コロナウイルス感染者や医療従事者、感染リスクの高い職に従事されている方に対する誹謗中傷を耳にするようになりました。加茂市でそのような悲しい行為をする人はいないと私は信じていますが、そのようなことは決してあってはならないことです。また、根も葉もない噂が広まることもあります。真実を確かめずに流した噂は時に人を傷つけます。

職場や学校、家族の誰かが感染者あるいは濃厚接触者になる可能性がないとは言いきれません。市はいかなる理由があろうとも、決して差別や偏見、いじめを許しませんし、関係機関と連携をして未然に防ぐための対策を取ってまいります。

人権、人としての尊厳が守られることは、コロナ禍であろうとなかろうと最も重要なことだと考えております。

それでは、国の緊急事態宣言延長を受けての加茂市の対応です。

すでにHP上に掲載してありますが、臨時休館していた公共施設のうち、5月11日から土産物センターを再開し、5月12日から図書館は、本の貸出と返却のみ再開しています。

その他の公共施設は、引き続き休館いたします。

市内小・中学校の教育活動は次のとおりといたしました。

5月11日（月）から5月18日（月）までは、全校を学年別に分け、分散登校とします。この間、スクールバスを運行し、登校は各学年2回です。感

染予防に最大限配慮した上で、午前授業、給食後下校となります。

今後の教育活動については、5月14日（木）に予定されている専門家による中間評価、政府の基本方針、新潟県内、加茂市および近隣の感染状況等により検討していきます。

加茂市内では新たな感染者が発生していない状況ですが、保護者の皆様には、感染症拡大防止の対応へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に特別定額給付金についてです。

加茂市では、5月15日に申請書を発送し、口座振込は5月20日頃から開始します。ただしオンライン申請は、5月1日から受付を開始しており、振込は5月14日から開始となります。昨日5月12日午後5時現在の申請件数は78件、そのうち5月14日の振込件数は56件158人分、1,580万円です。

なお、給付が遅いため生活に困るという方には、「たすけあい資金（無利子貸し付け）」の制度がありますので、社会福祉協議会までご相談ください。

次に加茂市独自の経済対策についてです。

持続化給付金申請（予定）者のうち賃貸の事業者建物等の賃貸借契約に基づく賃貸料の2か月分を補助する家賃補助金（上限10万円）は15件の申請があり、初めに申請いただいた3件については本日の振込となります。

持続化給付金申請（予定）者のうち自己所有店舗事業者は4月または5月請求分の上下水道料金相当額を補助する上下水道料金相当額補助金（上限10万円）は1件の申請となっています。

雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への手数料を補助する雇用調整助成金活用促進補助金（上限10万円）は0件です。

先日5月1日に専決処分をさせていただきました予算の中で、持続化給付金がもらえるまでのつなぎ資金の融資について、市内各金融機関との調整が

整いまして、本日から適用することができるようになりました。持続化給付金の受付は現在大変込み合っておりますので、振り込まれるまでの資金繰りに必要な方はぜひ、このつなぎ資金をご利用いただきたいと思います。金利については加茂市が全額利子補給をいたしますので、お気軽に金融機関にご相談いただきたいと思います。

国の支援策で持続化給付金がありますが、該当するすべての皆さまに周知されていないようですので、あらためてお知らせします。

この制度は前年同月比で50%以上売り上げが落ち込んだ月が1月でもあれば申請でき、中小企業で最大200万円、個人事業主でも最大100万円支給が受けられる制度です。手続きが電子申請のみとなっておりますが、自分にはできないと最初からあきらめないで、今月末から加茂市内でも国の委託を受けた方が来て申請のお手伝いをいたしますので、該当される方は必ず申請されるようお願いいたします。

また、前述のとおり、この給付金に該当する方は加茂市独自の支援である家賃補助または上下水道料の補助も受けられますので、こちらも申請手続きを忘れずをお願いいたします。

どちらも、詳しいことは商工観光課までお問い合わせください。

また、加茂市奨学資金を借りている人で自宅通学者に1万円、自宅外通学者に3万円給付する加茂市奨学資金貸付者給付金については、新たに奨学金貸付の申し込みが9件（自宅通学者6件、自宅外3件）ありましたので、給付金の申請件数は、自宅通学者55件、自宅外通学者92件の合計147件となっております。

新型コロナウイルスの終息がなかなか見通せない状況ではありますが、経済的な打撃を受け困難な状況に置かれている方への支援を今後もしっかりと

行うとともに、1日も早い終息に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける方への主な支援一覧

個人の方向け

※4月24日現在

給付・支給など

大分類	小分類	分類内容	補 足	連絡先
個人	生活費	特別定額給付金	全国民に10万円を給付。 5月中旬に申請用紙を世帯に送付予定。	市役所：特別定額給付金班 (Tel52-0313(直通))
個人	児童手当	子育て世帯臨時特別給付金	令和2年4月分の児童手当受給者。	市役所：福祉事務所 児童障害係
個人 (受託事業)	生活費	臨時休業助成	小学校等の臨時休業に伴い子どもの世話のため契約した仕事ができなくなった場合の助成(定額4,100円/日)。	コールセンター (Tel0120-60-3999)
個人	家賃	住居確保給付金	離職者または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況の方で、住宅を喪失している人、または喪失するおそれのある人を対象に、家賃最長9か月相当分を支給。	市役所：福祉事務所 生活老人係
個人	学費	加茂市奨学資金貸付者給付金	加茂市奨学資金を借りている人で自宅通学者に1万円、自宅外通学者に3万円給付します(申込期限5月29日)。	市役所：学校教育課

貸付・免除・猶予など

大分類	小分類	分類内容	補 足	連絡先
個人	学費	奨学資金貸付	随時募集、無利子(償還10年以内) ▼高校：月額12,000円 ▼短大等：月額20,000～28,000円 ▼大学：月額27,000～30,000円 ※ひとり親世帯や非課税世帯などへの増額制度あり	市役所：学校教育課

問い合わせ 加茂市役所 (Tel 52-0080)

貸付・免除・猶予など

大分類	小分類	分類内容	補 足	連絡先
個人	生活費	生活福祉資金緊急小口資金(貸付)	休業による収入が減額の世帯への貸付。 1世帯10万円(個人事業主1世帯20万円) 据置期間1年以内。 償還期間2年以内。無利子。	加茂市社会福祉協議会
個人	生活費	生活福祉資金総合支援資金(貸付)	失業により収入が減額した世帯への貸付。 1世帯1人15万円(1世帯2人以上20万円)を3か月間。 据置期間1年以内。償還期間10年以内。 無利子。	加茂市社会福祉協議会
個人	生活費	たすけあい資金(貸付)	生活するうえで緊急的にお金が必要な場合。 1世帯10万円。据置期間なし。 償還期間2年。無利子。	加茂市社会福祉協議会
個人	生活費	生活資金(貸付)	県内に居住し新型コロナウイルス感染症の影響により、休職や時間短縮により収入が減少した者。 10万円以上30万円以内の融資。 利率年1.7%、返済5年以内。	新潟県労働金庫本店・支店 (加茂支店 Tel53-2371)
個人 (国民年金第1号被保険者)	国民年金保険料	保険料の免除、猶予	免除・納付猶予期間は令和2年2月～6月分。5月受付開始。	市役所：市民課、三条年金事務所
個人	電気料	電気料の支払い猶予	収入減等で社会福祉協議会緊急貸付を利用している場合に料金の支払い猶予。	東北電力お客さまセンター (Tel0120-175-466)
個人	ガス料金	ガス料金の支払い猶予	収入減等で社会福祉協議会緊急貸付を利用している場合に料金の支払い猶予。	北陸ガス長岡支社 (Tel0258-39-9011)
個人	水道・下水道料金	水道・下水道料金の支払い猶予	収入減等で料金の支払い猶予。	市役所：上下水道課
個人	税金	徴収の猶予制度の特例	収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。 担保提供不要で、延滞金もかかりません。	市役所：税務課

※新型コロナウイルス感染症緊急対策について、連休中(5月10日までの土日祝日、午前8時30分～午後5時15分)も問い合わせのための窓口を開きます。

相談窓口 市役所1階 商工観光課、福祉事務所、社会福祉協議会、市役所3階 特別定額給付金班

※新たな支援や支援内容に変更があった場合は、随時、ホームページ等でお知らせします

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける方への主な支援一覧

事業主(所)向け

※4月24日現在

給付・支給など

大分類	小分類	分類内容	補 足	連絡先
事業所 個人事業者	給付	持続化給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している者。法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給。医療法人、農業法人、NPO法人等会社以外の法人も対象。 ※詳細は国の補正予算成立後	市役所:商工観光課 商工会議所 相談ダイヤル中小 企業相談窓口 (TEL0570-783183)
事業所 個人事業者	給付	休業要請に係る協力金	県の休業要請に応じて、施設の休止や営業時間短縮に協力した県内中小事業者等に支給。一事業者あたり10万円。	新潟県緊急事態措置・協力金相談センター (TEL025-280-5222)
事業主	補助	家賃補助金(賃貸の事業者)	上記、持続化給付金申請(予定)者に建物等の賃貸借契約に基づく賃借料の2か月分(4・5月分)を補助します(上限/10万円)。	市役所:商工観光課
	補助	上下水道料金相当額の補助(自己所有店舗事業者)	上記、持続化給付金申請(予定)者に4月または5月請求分の上下水道料金相当分を補助します(上限/10万円)。	
事業所	補助	加茂市雇用調整助成金活用促進補助金	雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への手数料を補助します(上限/10万円)。	市役所:商工観光課

貸付・免除・猶予など

大分類	小分類	分類内容	補 足	連絡先
事業主	助成	雇用調整助成金	助成率4/5(中小)、2/3(大企業)解雇等を行わない場合9/10(中小)、3/4(大企業)	ハローワーク三条 (TEL38-5431)
事業所	助成	有給休暇助成	小学校等の臨時休業に伴い子どもの世話のため有給の休暇を取得させた場合の助成(10割、上限8,330円/日)。	コールセンター (TEL0120-60-3999)

問い合わせ 加茂市役所 (TEL52-0080)

貸付・免除・猶予など

大分類	小分類	分類内容	補 足	連絡先
事業所	融資	新型コロナウイルス感染症対応資金	新潟県のセーフティネット資金を利用。3,000万円までの融資に対し、一定の要件を満たした場合、最大、3年間無利子、保証料ゼロとする。	各金融機関
事業所	融資	新型コロナウイルス感染症対策特別融資	新潟県のセーフティネット資金を利用する場合、信用保証協会への信用保証料を一部補助する	市役所:商工観光課
事業所	融資	資金繰り支援	信用保証制度の利用について次のメニューの認定を行う。 ①セーフティネット5号...指定業種のうち売上高5%以上減少 ②危機関連保証...売上高15%以上減少 ③セーフティネット4号...売上高20%以上減少	市役所:商工観光課
事業所	融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付	実質無利子・無担保融資 公庫で6,000万円までの貸し付けを別枠で行い、うち3,000万円までの融資の3年間は災害関連金利から0.9%を引いた利率で融資を行う。	日本政策金融公庫 三条支店 (TEL34-7511)
事業所(社会保険加入事業所)	厚生年金保険料等	厚生年金保険料等の猶予	納付期限から、6か月以内に申請が必要です。	三条年金事務所
事業所	電気料	電気料の支払い猶予	収入減等で社会福祉協議会緊急貸付を利用している場合に料金の支払い猶予。	東北電力お客さまセンター (TEL0120-175-466)
事業所	ガス料金	ガス料金の支払い猶予	収入減等で社会福祉協議会緊急貸付を利用している場合に料金の支払い猶予。	北陸ガス長岡支社 (TEL0258-39-9011)
事業所	水道・下水道料金	水道・下水道料金の支払い猶予	収入減等で料金の支払い猶予。	市役所:上下水道課
事業所	税金	徴収の猶予制度の特例	収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。担保提供不要で、延滞金もかかりません。	市役所:税務課

※新型コロナウイルス感染症緊急対策について、連休中(5月10日までの土日祝日、午前8時30分～午後5時15分)も問い合わせのための窓口を開きます。

相談窓口 市役所1階 商工観光課、福祉事務所、社会福祉協議会、市役所3階 特別定額給付金班

※新たな支援や支援内容に変更があった場合は、随時、ホームページ等でお知らせします

再開する加茂市の公共施設

5月10日（日）まで臨時休館 5月11日（月）から再開（5/6更新）

施設名	電話	担当課名 (電話)
加茂土産物センター・イン フォメーションセンター	57-1020	商工観光課 (52-0080 内線131)

加茂土産物センターでの感染症対策について
※店内の商品には触れないでください。
※ご購入の際は販売員にお申しつけください。

5月11日（月）まで臨時休館 5月12日（火）から本の貸出・返却再開（5/6更新）

施設名	電話	担当課名 (電話)
図書館	53-3500	市立図書館 (53-3500)

本や雑誌の貸出と返却のみ再開します。
開館時間 午前9時～午後5時

臨時休館を継続する公共施設

4月13日（月）から当面の間 臨時休館（5/6更新）

施設名	電話	担当課名 (電話)	施設名	電話	担当課名 (電話)
上条コミュニティセンター	57-1021	福祉事務所 (52-0080 内線175)	加茂 美人の湯 ※4月9日（木）から臨時休館中	41-4122	市民福祉交流センター (41-4122)
下条コミュニティセンター	53-0788		文化会館	53-0842	文化会館 (53-0842)
七谷コミュニティセンター	53-2588		勤労者体育センター	53-2206	スポーツ振興課・勤労者体育センター内 (53-2206)
須田コミュニティセンター	53-3121		下条体育センター	53-0275	
北コミュニティセンター	53-3380		体操トレーニングセンター	46-8544	
中央コミュニティセンター・ 地域交流センター	57-7775	福祉事務所 商工観光課 (52-0080 内線175 内線132)	勤労青少年ホーム	52-6116	
			七谷野球場	52-6055	
ゆきつばき荘	52-0267	福祉事務所 (52-0080 内線175)	川西野球場	52-9349	
かも川荘	52-4412		温水プール	53-5101	
乳幼児あそびの広場子育て支援センター	57-0341	健康課 (52-0080 内線164)	庭球場	—	
須田 憩いと遊びの広場子育て支援センター	53-2078		すぱーく加茂	53-4460	
産業センター	53-3450	商工観光課 (52-0080 内線131)	陸上競技場	52-4922	
ビクターセンター（粟ヶ岳）	53-3180		サッカー場	—	
キャンプ場（粟ヶ岳）	—		リバーサイド加茂グラウンド ゴルフコース	—	
加茂山リス園※臨時休園中	53-3698	建設課 (52-0080 内線219)	冬鳥越スキーガーデン ロッジ ウェーデルン	53-6020	
下条川ダム自然学習館	53-3670		市民体育館	52-1953	
下条川ダム キャンプ場	—		公民館	52-1953	
駅前集会所	—		公民館須田分館	52-8394	
西加茂集会所	—		民俗資料館	52-0089	
			加茂紙漉場	52-4184	
					社会教育課 (52-0080 内線461)

新型コロナウイルス感染症対策のため次の施設では一部変更して業務を行います

■市民サービスセンター（公民館事務室内）

土曜日の窓口業務を当面の間、休みます。

受付時間 月曜から金曜日の午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ 市民サービスセンター（公民館内52-1953）、市民課管理係（52-0080内線111）

※5月6日現在の情報です

令和2年5月11日

加茂市立小・中学校児童生徒の保護者様

加茂市教育委員会教育長
加茂市福祉事務所長

分散登校による学校再開ならびに緊急事態としての児童館開設について

新緑の候、保護者様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は、本市学校の教育活動にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、政府が緊急事態宣言の期間を令和2年5月31日（日）まで延長したことに伴い、
加茂市コロナウイルス対策本部で協議した結果、加茂市教育委員会では市内全小・中学校
の教育活動を次のとおりとしましたので、お知らせします。

・令和2年5月11日（月）から令和2年5月18日（月）まで
全校を学年別に分け、分散登校による学校再開
感染予防に最大限配慮した上で、午前授業、給食を実施
この間の登校は各学年2回の予定

つきましては、**児童生徒は放課後も含めて原則自宅待機**とします。各学年の登校日なら
びに児童館開設については下記のとおりです。

令和2年5月18日（月）以降の教育活動については、令和2年5月14日（木）に予
定されている専門家による中間評価、政府の基本方針、新潟県内、加茂市および近隣の感
染状況等により、検討していきます。

このたびの対応は、大規模な感染リスクを事前に防止し、児童生徒の健康・安全を第一
に考えたものです。何卒ご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます。ご家庭でも
引き続き毎日の体温測定、健康観察、手洗いやせきエチケット（マスク着用を含む）を徹
底していただき、できうる限りの感染症拡大防止に取り組んでいただきますようお願い申
し上げます。

記

1 小学校の登校日

	5月11日	5月12日	5月13日	5月14日	5月15日	5月18日
加茂小	2年・6年	3年・5年	1年・4年	2年・6年	3年・5年	1年・4年
加茂南小	1年・6年	2年・5年	3年・4年	1年・6年	2年・5年	3年・4年
下条小	1年・6年	2年・5年	3年・4年	1年・6年	2年・5年	3年・4年
加茂西小	1年・5年	3年・4年	2年・6年	1年・5年	3年・4年	2年・6年
七谷小	1年・6年	2年・5年	3年・4年	1年・6年	2年・5年	3年・4年
須田小	1年・6年	2年・4年	3年・5年	1年・6年	2年・4年	3年・5年
石川小	4年・6年	2年・3年	1年・5年	4年・6年	2年・3年	1年・5年

2 中学校の登校日

	5月11日	5月12日	5月13日	5月14日	5月15日	5月18日
加茂中	3年	2年	1年	3年	2年	1年
葵中	3年	1年	2年	3年	1年	2年
七谷中	3年	2年	1年	3年	2年	1年
若宮中	3年	2年	1年	3年	2年	1年
須田中	3年	2年	1年	3年	2年	1年

3 児童館の開設について

- (1) 緊急事態としての児童館開設です。原則として、「緊急休校中児童館利用登録済み」の小学校児童のみとさせていただきます。
- (2) ご家庭で十分ご相談した上で、やむを得ない事情で児童館利用を考えている場合には、加茂市福祉事務所にご相談ください。

4 その他

- 学校教育や児童館に関するお問い合わせは、各担当までお願いします。

＜担 当＞

学校教育：加茂市教育委員会学校教育課 北原

児 童 館：加茂市福祉事務所児童障害係 糸山

電話 0256-52-0080 (代)

「特別定額給付金」 10万円給付 に関するお知らせ

■ 給付金の申請手続きについて

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、家計への支援を目的として、国民1人あたり10万円を給付する「特別定額給付金」が実施されます。

現在、5月15日に申請書を発送する予定です。

大変恐縮ですが、今しばらくお待ちください。

■ 支給対象者

基準日（令和2年4月27日）に、加茂市の住民基本台帳に記録されている方

■ 給付金額

世帯構成員1人につき10万円

■ 受給権者

世帯主の方（世帯ごとの給付となります。個別には支給できません）

■ 申請方法

次のいずれかの方法により申請してください。

1 郵送申請 ※ 5月15日に申請書を発送予定

同封した申請書に必要事項を記載し、添付資料（本人確認書類等、通帳のコピー等）と一緒に返信用封筒にて郵送してください。

2 オンライン申請（マイナンバーカードを持つ者に限る） ※ 5月1日から入力可能

[マイナポータル](#)（政府が運営するオンラインサービス）「ぴったりサービス」から電子申請を行います。

■ 給付予定

申請を受理し、審査を終えたものから随時、ご指定の口座に振り込みます。（5月20日頃から、ただし、オンライン申請は5月14日からになります）

振り込みのお知らせは致しませんので、通帳の記帳等によりご確認ください。

なお、給付が遅いため生活に困るという方は、「たすけあい資金」（無利子貸し付け）の制度がありますので、社会福祉協議会（TEL0256-52-6667）にご相談ください。

■ コールセンター（総務省）

給付金に関する国（総務省）のコールセンターが開設されています。制度に関するお問い合わせは、国のコールセンターへご連絡ください。

電話：03-5638-5855

※受付時間：午前9時00分～午後6時30分（土、日、祝日を除く）

この記事に関するお問い合わせ先

加茂市役所 特別定額給付班 0256-52-0313(直通) または総務課 0256-52-0080(代表)

最終更新日：2020年05月08日